

# 指導監査における、特に頻出する指摘事例

- ✓ 指導監査の参考として、各所轄庁において、特に頻出する指摘事例を取りまとめた。
- ✓ 各所轄庁においてご活用いただくとともに、所管の法人に対する情報提供をお願いする。

## 1. ガバナンス関係

### (国所管法人において頻出する指摘事例)

- **事業報告及びその附属明細書**については、社会福祉法第45条の28の規定により、毎会計年度終了後、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならないが、**附属明細書を作成していないことが確認されたため、作成すること。**
- 理事会を続けて欠席している理事が見受けられたため、理事会の役割の重要性に鑑み、日程調整を工夫すること及び出席の方法を工夫（インターネットを利用するなど）することなどにより欠席者が出ないよう理事会を招集すること。
- 評議員への報酬等の支給に当たり、定款で定められた額を超えていることが確認されたため、定款変更等の必要な手続きを行うこと。
- 監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていないことが認められたので、社会福祉法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項の規定に基づき、今後は、監事の過半数の同意を得ること。
- 評議員会の議事録について、社会福祉法施行規則第2条の15に定める必要的記載事項である「議事録の作成に係る職務を行った者の氏名」の記載がなされていないため、今後、適切に記載すること。

# 指導監査における、特に頻出する指摘事例

## （自治体（都道府県・市）所管法人において頻出する指摘事例）

- 評議員会招集の議案等が理事会の決議により定められていない事例が見受けられたため、今後は理事会において評議員会の議案等についても決 $\times$ 議を行うこと。
- 評議員会の招集通知が開催日の1週間（中7日間）前までに発出されていないため、期日までに発出すること。
- 評議員会又は理事会の議案に特別の利害関係を有する役員等がないかを確認していないので確認すること。  
（確認したことが議事録等で確認できないので確認したことを記録すること。）
- 理事長（及び業務執行理事）は自己の職務の執行状況を定期的に理事会において報告しなければならないが、必要な回数の報告がされていないため、今後は適切に職務執行状況報告を行うこと。
- 代表権を有する者及び資産総額にかかる変更登記について、組合等登記令第3条第1項及び第3項に定める期限を超過している事例が見受けられることから、今後、同令の規定に基づき、期限内に登記を完了すること。
- 評議員会の議事録について、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名等の必要的記載事項が記載されていないため、今後、適切に記載すること。
- 監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていないため、改めること。
- 2年間のうち、1度も評議員会への出席がない場合は、名目的・慣習的に選任されている評議員とみなされるため、次回開催の評議員会には当該評議員が参加できるよう、日程に配慮すること。

# 指導監査における、特に頻出する指摘事例

## 2. 会計管理関係

### (国所管法人において頻出する指摘事例)

- 社会福祉法上、作成が求められている計算書類（本体（各号第一様式～第四様式）及び注記）及び附属明細書について理事会の承認を受け、理事会の承認を受けた計算書類について評議員会の承認を受けなければならないと定められている。しかし、当法人では、**計算書類本体の一部しか理事会及び評議員会に諮られておらず、その他の計算書類等は承認を受けていないため、法令で理事会及び評議員会の決議が求められている計算書類等について漏れなく決議に諮り、承認を受けること。**
- 経理規程に定めるところにより、固定資産管理責任者は、毎会計年度末現在における固定資産の保管現在高及び使用中のものについて、使用状況を調査、確認したうえで、固定資産現在高報告書を作成し、会計責任者に提出すること。また、会計責任者は、統括会計責任者及び理事長に報告すること。

### (自治体（都道府県・市）所管法人において頻出する指摘事例)

- 経理規程の内容について、法令又は関連通知（会計基準省令の改正に伴う変更等）に適合していない、法人の管理運営実態（組織体制、拠点区分・サービス区分）に則していない箇所が見受けられるため、定款及び経理規程に定められた手続きに従い、適正に改正すること。
- 契約の手続き（例：随意契約等）が経理規定に則したものとなっていないため、経理規程に則り適正な事務処理を行うこと。
- 経理規程における会計伝票の処理（証票書類の不備、承認証跡がない等）について遵守されていないため、遵守すること。
- 計算書類に対する注記に誤り（様式の不備、記載漏れ等）があるため、会計基準省令等に基づき適正に記載すること。